

カリフォルニア州（サンフランシスコ）での死刑に関する調査の報告

2014年4月29日

代表弁護士 堀 和 幸

去る3月下旬、日弁連死刑廃止検討委員会の一員としてサンフランシスコに行き、カリフォルニア州における死刑の状況を調査してきました。昨年テキサス、ワシントンに続き、アメリカにおける死刑に関する調査としては3回目になります。

カリフォルニア州では死刑判決は毎年約20ありますが、連邦地裁が、薬物による執行を違憲としたため、2007年以降執行はなく、（ファーマン判決により違憲とされた死刑制度が、グレッグ判決により合憲とされ、死刑が復活した）1978年以降の全執行数も13に止まり、この結果、死刑確定囚は731で全米最多です。

この様な状況の中で、同州では2012年11月、死刑廃止についての州民投票が行われ、廃止案は否決されましたが、53%対47%という僅差でした（カリフォルニア州は住民自治の意識が強い州で、州民投票は憲法で定められています。そして、死刑の復活が州民投票で決められたことから、廃止も州民投票によるということになるのです。）。

そこで、カリフォルニア州における死刑制度の動向、議論状況、死刑廃止に知りくんでいる諸団体の活動状況等を調査するためにサンフランシスコに行くことになったのです。

調査では、死刑廃止や前記の州民投票に取り組んでいる市民団体、死刑廃止を訴えている冤罪被害者や犯罪被害者（遺族）、死刑事件に取り組む弁護士の団体、受刑者の更生や処遇改善に取り組んでいる弁護士や市民の団体、冤罪を調査している団体、死刑廃止を訴えている州議会の上院議員等々、多種多様な人々（団体）にお会いすることが出来ました。更に、カリフォルニ

ア州の男性死刑確定者を全て収容しているサン・クエンティン刑務所を見学し、死刑執行室（古い執行室で、ガスによる処刑のための部屋ですが、薬物による処刑もなされたことがあるそうです。薬物による処刑のための新しい執行室もできたようですが、これを見ることはできませんでした。）を見ることもできましたし、同刑務所の元所長さんにお会いすることもできました。

ところで、今回の訪問先は、全てサンフランシスコを本拠地とする、死刑廃止に取り組んでいる市民団体 **Death Penalty Focus (DPF)** の日本人スタッフの方にアレンジして頂きました。このことからもお分かりのように、前記の人々（団体）は個別にではなく、相互に協力しながら活動を推進しているのであり、その集大成が州民投票ということが出来ます。

カリフォルニア州における死刑廃止の大きな理由は、費用と冤罪の問題です。特に、前者、すなわち、死刑を廃止し、死刑事件の弁護費用等の裁判費用、死刑確定者の収容のための費用等を、犯罪の防止や警察の拡充、犯罪被害者の支援や救済等に充てるべきであるという主張は、死刑制度に無関心な人々のみならず犯罪被害者（遺族）や法の執行に携わる公権力（警察官、検察官、刑務官等）からも一定の支持を得ることができるのです。

次の州民投票は2年後の大統領選挙と同じ時期に予定されています。これまで死刑が廃止された州のほとんどは東側の州でした。他方、カリフォルニア州は西海岸に位置し、アメリカで最も人口（約3700万人）の多い州です。ここで死刑が廃止されれば、アメリカ全体に与える影響も極めて大きなものがあるでしょう。

なお、秋には日弁連から報告書が出される予定ですので、詳細についてはこれを参照して下さい。